

## 2022年度 事業報告 附属明細書

1. 事業報告の内容を補足する重要な事項はなし。
2. 一般社団・財団法人法第76条第3項第3号及び第90条第4項第5号に規定する体制の整備に相当する決定又は決議はなし。